

畑作物共済（大豆）重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、畑作物（大豆）共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。

必ずご一読いただき、大豆共済の内容をよくご確認、ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合（以下「組合」といいます。）へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みの際に共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

I. 「契約概要」の項目

1. 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合、国の二段階により、各々が責任の一部を負担し危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

(1) 共済関係の成立について

- ①大豆共済の共済関係は、子実の収穫を目的とする大豆に係る耕作の業務が10アール（県が定める奨励品種等の作付面積の合計）以上の農業者が、年産ごとに、耕作を行う全てを大豆共済に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって、成立します。
- ②大豆畑作物共済加入申込書兼変更届出書の提出
必要事項を記載した大豆共済加入申込書兼変更届出書（以下「加入申込書」という。）を7月10日までに組合に提出するよう事業規程で定められています。
- ③申込みの承諾を拒む場合
申込みに係る大豆が栽培を行う大豆の全てでないときは、この承諾を拒みます。
- ④耕作に係る大豆が以下の事項に該当する場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、引受対象から除外させていただきます。
 - ア. 共済事故の発生が相当な確実さをもって見通されること。
 - イ. 基準収穫量の適正な決定が困難であること。
 - ウ. 損害額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - エ. 大豆が未成熟のまま収穫されること。
 - オ. 通常の肥培管理が行われず若しくは行われないおそれがあること。

2. 補償の内容（支払事由・免責・支払わない場合について）

(1) 類区分等について

次の表のとおりです。

類区分		選択できる引受方式
1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
9類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆の品種である大豆	全相殺方式

(2) 引受（加入）方式と内容について

- ①全相殺方式

組合員が栽培を行う全耕地の基準収穫量の1、2、3割を超える減収があったときに共済金を支払う方式。

なお、加入の条件は収穫量の概ね全量を原則として過去5年間において、数量に関する資料の提供が得られる農業協同組合または乾燥調整作業受託者（以下「JA等」という。）に出荷しており、かつ、今後も概ね全量をJA等に出荷することが確実である場合若しくは収穫量が青色及び白色申告書並びにその関係書類等により適正に確認できる場合です。

②半相殺方式

組合員が栽培する被害耕地の減収量（耕地ごとの基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計が、その組合員の基準収穫量の2、3、4割を超える減収があったときに共済金を支払う方式。

③地域インデックス方式

統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準単収の1、2、3割を超える減収があったときに地域の10アール当たり数量に当該組合員の所有する耕地の面積を乗じて減収量を算定し、共済金を支払う方式。

※統計単位地域・・・市町村統計

(3) 補償割合（支払開始損害割合）について

加入方式毎の支払開始損害割合と補償割合は次の表のとおりです。

加入方式	内容	補償割合	支払開始損害割合
全相殺方式	組合員ごとに、JA等への出荷伝票等による収穫量を調査し評価する方式又は青色及び白色申告書で収穫量を調査し評価する方式	9割	1割
		8割	2割
		7割	3割
半相殺方式	組合員ごとに、被害申告があった耕地を評価員が検見等により評価する方式	8割	2割
		7割	3割
		6割	4割
地域インデックス方式	組合員ごとに、市町村統計単収を用いて評価する方式	9割	1割
		8割	2割
		7割	3割

(4) 共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりとなっています。

風水害、干害、ひょう害、冷害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による大豆の減収。

(5) 支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次のような場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- ①戦争その他の変乱によって生じた損害。
- ②組合員又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。
- ③組合員と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）。

(6) 共済金の支払いについて

農林水産省が定める損害評価要綱により組合が損害評価を行い、農林水産省の認定を経て損害額を算出しお支払いします。

①全相殺方式

選択された1キログラム当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：類区分ごと及び組合員ごとの共済事故により減収した量と増収した量を相殺した減収量の合計のうち、基準収穫量の1割又は選択された支払開始損害割合を超えた数量（キログラム）

②半相殺方式

選択された1キログラム当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：類区分ごと及び組合員ごとの共済事故により減収した量の合計のうち、基準収
穫量の2割又は選択された支払開始損害割合を超えた数量（キログラム）

③地域インデックス方式

選択された1キログラム当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：類区分ごと及び組合員ごと及び統計単位地域ごとの（キログラム）

{(基準単収－当年の統計単収)×(引受面積の合計)}－{(基準単収×引受面積
の合計)×(1割又は選択された支払開始損害割合)}

(7) 共済金を支払わない場合について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- ①通常すべき管理、損害防止義務を怠ったために損害が生じたとき。
- ②損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③損害発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- ④加入申込書の提出後、変更にあたり通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑤農業保険法の規定により、その栽培方法が定められている場合において、その方法以外の方法によって栽培したことにより損害が生じたとき。
- ⑥植物防疫法の規定に違反したために損害が生じたとき。
- ⑦正当な理由がないのに共済掛金の払い込みを遅延したとき。

(8) 分割評価について

通常行うべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から除きます。

3. 共済責任期間

発芽期から（移植をする場合にあっては、移植期）収穫するに至るまで（圃場から搬出）の期間です。ただし、その地域の通常の時期が原則です。

4. 引受条件(共済金額等)

(1) 基準収穫量について

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、全相殺方式は、組合員の過去5か年の出荷実績等をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。半相殺方式は、出荷実績及び市町村単収等をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。地域インデックス方式は、作物統計調査規則の収穫量調査をもとに10アール当たり基準収穫量を算定します。

(2) 共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- ①全相殺方式の場合（組合員ごとに算定します。）：農林水産大臣が定める1キログラム当たり共済金額（以下、「単位当たり共済金額」という。）×耕地ごとの基準収穫量の合計の9割又は選択された補償割合
- ②半相殺方式の場合（組合員ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の8割又は選択された補償割合
- ③地域インデックス方式の場合（組合員ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の9割又は選択された補償割合

(3) 単位当たり共済金額の選択について

- ①単位当たり共済金額は、事業規程で定めるうち類区分ごとに選択できます。
- ②経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請又はする予定であり、その交付を受ける又は受ける予定の組合員（以下「交付農業者」という。）は、交付農業者の単位当たり共済金額で申込む必要があります。

5. 共済掛金等に関する事項

(1) 共済掛金について

- ①類区分ごとに次のように算定します。

組合員負担掛金＝共済金額×共済掛金率－国庫負担掛金

- ②共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率に組合員ごとに過去20年間における直近年のウェイトを高めた損害率の加重平均により、組合員ごとに危険段階別共済掛金率を毎年設定します。

6. 共済掛金等払込みに関する事項（払込み方法・払込み期日）

（1）組合員負担掛金の払込み（納付）について

組合員負担掛金の払込み（納付）は、払込（納付）金額、期日及び場所を記載した掛金払込通知書（掛金賦課金納入告知書）をもって払込み（納付）します。また、払込（納付）金額には賦課金（事務費）を含んでいます。

7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

（1）共済掛金不払による解除について

正当な理由がないのに共済掛金の払込を遅延したときは、大豆共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（2）重大事由による解除について

次のような場合には、大豆共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- ①組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ②組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③上記に掲げるもののほか、信頼を損ない、大豆共済関係の存続を困難とする重大な事由があること。

（3）責任期間中の農業経営収入保険への移行について

- ①農業経営収入保険へ移行する場合、共済関係の解除申出書を組合に提出ください。
- ②組合は共済関係を解除し、既に支払われた共済掛金を全額返還するとともに、事務費賦課金については月割りにて返還します。
なお、掛金等のお支払い前に共済関係を解除する場合は、経過分の事務費賦課金を月割りでお支払いいただきます。

II. 「注意喚起情報」の項目

1. 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは大豆共済関係を解除する場合があります。

2. 加入者の義務について

（1）加入申込書の提出後の変更通知

加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更が生じたときは、速やかに組合までご連絡ください。連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

（2）損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

（3）損害防止の義務

大豆について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有します。また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

（4）畑作物の交付金に係る異動通知

- ①交付農業者として引受けを行った場合で、最終的に交付金の申請をされなかった場合、又は営農継続支払の交付申請をせず数量払のみの交付申請をされたときには、その旨を通知してください。
- ②交付金の交付の有無の確認を東海農政局岐阜県拠点へ照会いたします。交付金が交付されなかったことが確認された場合には、交付農業者以外に適用される単位当たり共済金額を適用し、共済金額の変更とともに加入者負担掛金を一部返還いたします。また、共済金をすでにお支払いした場合は、共済金の一部の返還を求めることがあります。
- ③交付農業者として引受けを行った場合で、数量払いのみの交付申請を行った旨の申告をしたにもかかわらず、営農継続支払交付農業者であることが判明（東海農政局岐阜県拠点へ確認）し、共済金が過大に支払われていたときには、共済金の一部の返還を求めます。

3. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の二段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減されることがあります。

Ⅲ. 「その他」の項目

1. 個人情報の取扱いについて

加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、組合員・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人データに第三者の情報が含まれており、組合員から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、組合員が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。